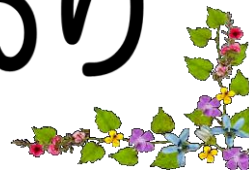


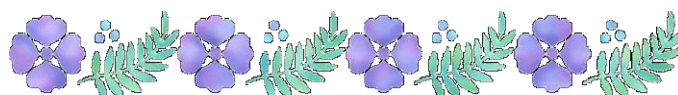
平成28年度



転入学のしおり



~わくわくスタート~



島本町立第一小学校

〒618-0011

大阪府三島郡島本町広瀬一丁目5番5号

TEL 075-961-1193

FAX 075-961-1194

ホームページアドレス

<http://www.shimamoto-ele01.ed.jp>

入学式のご案内



4月 日 () 午前 時～ 本校体育館にて

☆ 受付 時 分～ 時 分 (体育館前)
保護者同伴で遅れないようにお越しください。

☆ 提出していただくもの ①預かり金 4,000 円
②町教育委員会からの就学通知書

☆ 当日の持ち物
・上靴と上靴入れ
・教科書や学用品を入れるかばん

始業式

月 日 () 午前 時 分までに登校。教室に行きます。

☆ 月 日から地区ごとに所定の場所に集合して、集団登校してください。

☆ 持ち物は「学年だより」等でお知らせいたします。

☆ 4月中は午前中に帰宅する予定です。給食は4月下旬から始まります。

体験入学のご案内



日時： 月 日 () 時限目 (: ~)

持ち物：上靴

- 第一幼稚園・第二幼稚園・山崎幼稚園・第二保育所・第四保育所・山崎保育園は、職員が引率してそれぞれまとまって参加します。保護者の参加はご遠慮下さい。
- その他の幼稚園・保育所等の方は、保護者がお子様をお連れになり、ご自由にご参観下さい。事前申込み等は必要ありません。

☆教室での授業体験と簡単な施設見学を行います。

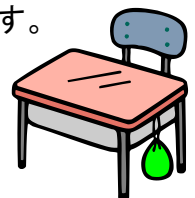
☆下足室・トイレなど身近な施設は、ご自由に見学して下さい。



☆時間厳守でお越しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※当日の参加ができず、参観をご希望の方は別の日に参観いただけます。

事前に第一小学校 (961-1193) にご連絡下さい。



入学を前にして

1. 生活指導について

以下のことができるように練習をお願いします。

- ① 早寝、早起きなど規則正しい生活ができる。
- ② 服や下着は自分で着脱でき、靴も立って正しくはける。
- ③ 一人で用便ができ、毎朝すませることができる。
- ④ 起床後、歯を磨き、顔を洗い、髪の手入れができる。
- ⑤ 自分のことは自分でする。(持ち物、片づけ、整理)
- ⑥ 挨拶をする。



2. 服装、持ち物について

- ① 服装は活動しやすく清潔なものを用意してください。(制服はありません。)後ろどめ等、脱ぎ着がしにくいものはさけてください。
- ② 名札を胸につけてください。(名札は学校からお渡しします。)
- ③ 持ち物には必ず名前を書いておいてください。(服、肌着、靴下等にも)
- ④ 学校へは学習に必要なもの以外は持たせないでください。
- ⑤ ハンカチ、ティッシュはいつもポケットに入れて持たせてください。
- ⑥ 体操服のゼッケン、体操服を入れる袋を用意してください。

3. 学習について

以下のことにご協力ください。

- ① 人の話を落ち着いて聞ける。
- ② 自分の名前が言える。自分の名前が読める。
- ③ 保護者の名前や住所、電話番号、所属地区名が言える。
- ④ 必要な事柄を保護者や先生に話せる。
- ⑤ 手先の練習(折り紙、はさみ、のり、ひも結び、ランドセルの扱い、はしの持ち方)

4. 学用品等について

- ① 次の学用品は、預かり金で一括購入します。

名札、ノート4冊(こくご・さんすう・れんらく帳・自由帳)、
書き方鉛筆

※その他の学用品については **学用品について** を参照ください。

- ② ふでばこ(中に鉛筆Bか2Bを4本、赤鉛筆1本、消しゴム1個を入れる。鉛筆キャップは不要です。)と、下じきを用意してください。
- ③ 上靴と上靴を入れる袋を用意してください(ひもの無い物で、つま先の部分に赤で「上」と書いてください)
- ④ かばんは背負えるものをご用意ください。(ランドセルに限りません。)

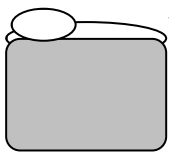


- ⑤ 絵の具等は、必要なとき担任から連絡します。
- ⑥ 帽子は黄帽です。(毎年ライオンズクラブから入学式式場で寄贈を受けています。)
- ⑦ 体育用品については、**体育用品について** を参照ください。
- ⑧ 歯みがき指導のため、歯ブラシとコップを用意してください。

学用品について

学用品は、なるべくかざりのない、シンプルなものをご用意ください。使用できるもの(子どもさんの使いやすいもの)でしたら、新品でなくてもかまいません。すべての物に名前を必ずお書きください。

のり



ポリ容器入りのもの。指で適量すくってのぼすことも学習です。スティックのり、水のりはさけてください。

はさみ

先の丸いものにしてください。切れ味と、子どもさんの手に合うかどうかを確かめておいてください。



ねん土・ねん土板

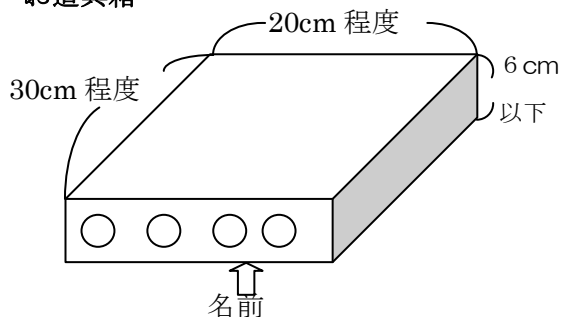
約1kg

ケースに入れて準備してください。今あるものを使っていたいただいてもけっこうです。ねん土板もご用意ください。

クーピーか色鉛筆

12色のものをご用意ください。色の数は守ってください。1本ずつ名前を書いてください。

お道具箱



箱が大きすぎると机の中に入りませんので、ご注意ください。

クレパス

ふとまき16色。色の数は必ず守ってください。クレヨンではなく、クレパスをお願いします。1本ずつ名前を書いてください。

体育用品について

本校で使用する体育用品は、ノーマーク（校章等なし）であり、どこの店のどのメーカーの物でもお使いいただけます。ただし、指導上、色・デザイン・品質等には、最小限の基準を定めております。

なお、兄弟等上のお子さんがおられる方は、それを使っていただいてけっこうです。

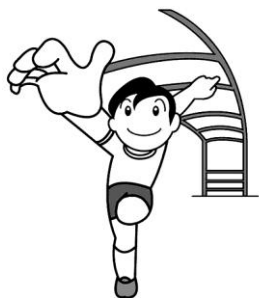
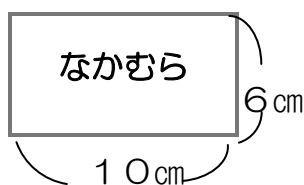
種類	品名	基準（色・デザイン）
体操服 （男女同じ物）	半袖トレシャツ	白地（無地）
	長袖トレシャツ （必要に応じて）	
	クォーターパンツ	紺色（無地）
帽子 （男女同じ物）	体操帽	赤と白 （あごゴムひもつき）
くつ （男女同じ物）	体育館シューズ （体育館シューズ入れ）	ゴム底・布製・白
水泳用品	水着	男子…紺色短パン 女子…紺色のシンプルなスクール水着（スカート付は不可）

※紫外線対策のため、水着の上にラッシュガードの着用を希望される方は担任までお申し出ください。紺か黒の無地のもので、チャック等が周囲の人に引っ掛からない等の工夫がされたものの着用をお願いしています。

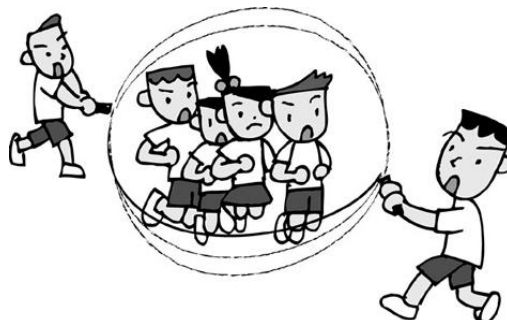
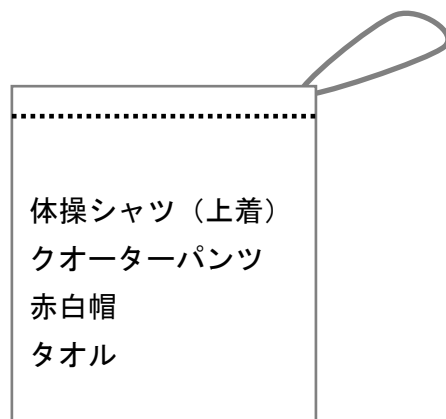
〈 体操服のゼッケン 〉

体操服の左胸につけてください。

※名字のみをはっきり表示



〈 体操服袋 〉



5. 給食について

- ① 給食の内容はパンあるいは米飯・牛乳・おかずです。約 20 分間で食べます。
好き嫌いなく何でも食べられるように、ご家庭でもご指導ください。
- ② 給食当番の時は、マスクを用意してください。給食服はお貸しします。(帽子は個人でご用意いただいても結構です。その場合は担任にご連絡ください。)
- ③ 給食費については、「給食費等の口座振替」(19 ページ)を参照ください。



6. 登下校について

- ① 各地区児童会で集団登校します。(集合場所、時間等は地区で決まっています。)
- ② 8時25分までに登校します。始業は8時30分です。
- ③ 下校は4月当初、地区ごとにお迎えをお願いします。(学童へ行く人は迎えはいりません。)
※当番は各地区で決めておいてください。
- ④ 登校、下校とも決められた通学路を通ります。入学までに必ず、通学路および集合場所等お子さんと一緒に確認しておいてください。

日 課 表

校 時	時 間
登校	~8:30
一小タイム	8:30~8:45
1時間目	8:45~9:30
2時間目	9:35~10:20
3時間目	10:40~11:25
4時間目	11:30~12:15
給食	12:15~12:55
昼休み	12:55~13:25
そうじ	13:25~13:40
5時間目	13:45~14:30
6時間目	14:35~15:20
学校閉門	17:00

※およその下校時刻

5時間授業の日・・・14:45 ころ

6時間授業の日・・・15:35 ころ

教育課程

☆1年生の教育課程（1週間）

国語 9	体育 3	道徳 1
算数 4	音楽 2	学級活動 1
生活 3	図工 2	学校裁量 1

合計 26時間

※火曜日は6時間授業、それ以外の曜日は5時間授業を行います。

※英語活動を年間35時間（週1コマ）行います。学校裁量の時間から年間15時間、生活科から年間20時間を使い実施します。1コマ（45分）を15分（担任：DVD・CDを活用）と30分（ALT 英語指導助手と担任）に分けて週2回活動型英語活動の時間を設定。

☆全学年の週時間について

1年生・・・25時間+1時間	2年生・・・26時間+1時間
3年生・・・27時間+1時間	4年生・・・28時間+1時間
5年生・・・28時間+1時間	6年生・・・28時間+1時間

第1学年						第2学年						第3学年					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1						1						1					
2						2						2					
3						3						3					
4						4						4					
5	★					5	★					5					
6						6						6				★	

第4学年						第5学年						第6学年					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1						1						1					
2						2						2					
3						3						3					
4						4						4					
5						5						5					
6	★		□			6	★		□			6	★		□		

★印について

全学年・・・学校裁量の時間（15時間は英語活動にあてる。20時間はのびのびタイム、委員会活動、補充授業を実施）

□印について

4・5・6年・・・H28年度より、年間8回程度クラブ活動の時間として実施

健康について

保健室では、子ども達が元気に学校生活を送ることができるよう、健康診断、健康相談、救急措置等を行っています。お子さんの健康面でご心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。

① 校内での病気やけが等への対応について・・・

- 学校で具合が悪くなった場合、保健室で休養しますが、2時間ぐらいを限度としています。多くは、1時間ベッドで休養したのちの状態、学習が続けられない場合は、家庭に連絡いたしますので、お迎えをお願いします。保健室では家庭や医療機関に送るまでの応急手当はしますが、治療行為はできません。原則として、飲み薬は服用させません。
- お子さんがけがをされ、緊急に医師に診てもらふ必要があると判断した場合、原則として保護者に連絡をとって状況を伝え、かかりつけの病院を確認させていただき、その病院の搬送について相談させていただきます。ご協力をお願いいたします。
- 上記のように、学校での病気やけがの場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりすることがあります。入学時に提出いただきます「家庭連絡簿」をもとに学校から連絡しますので、電話番号等に変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。
- 下着を汚してしまったときは、お子さんが気持ちよく使えるように新しいものを用意しており、それを使用しています。後日同じサイズのものをお返しくください。
- 保健室では原則学校の管理下で生じたことに対応することになっています。休日などに起こったけがなどについては、各家庭で対応をしていただきますようお願いいたします。

② 入学前の健康習慣等について・・・

11月に行った就学時健康診断の際、医師から治療勧告を受けた人は、治療しておいてください。また、入学するまでに、以下のようなことができるよう、各ご家庭の協力をお願いします。

- 規則正しい生活をする・・・早ね、早おき、朝食、排便など
- 体や身のまわりを清潔にする・・・歯磨き、手洗い、ハンカチの携行、手足のつめの手入れなど
- 体の具合が悪い時に、先生に伝えられるようにする

③ 毎朝の健康観察をよろしく・・・

- 家庭での健康観察を十分に、異状があれば早めに担任に連絡してください。
- 休み明けなどに、休日のけがをみてほしいと言う訴えが多く見られます。ご家庭での対応をよろしくをお願いします。
- 教室で嘔吐した場合、学校薬剤師の指導により、その教室での授業はできなくなります。
- 「健康の記録」や「保健だより」等をよくごらんいただき、お子さんの健康状態を把握してください。
- 学校を休む場合は、欠席理由を連絡帳に記入して担任に提出してください。症状を詳しく記入してください。＜例「かぜ」の場合→ねつ 38.0℃、せき、鼻水、のど痛 「腹痛」の場合→下痢、嘔吐＞
- 親戚にご不幸があったときは、「欠席」ではなく「忌引」になりますので、担任に連絡

してください。

④ 感染症にかかったら・・・

- 学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、速やかに学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可があれば登校してください。登校時には、登校許可証（医院で発行）を担任へ提出してください。登校許可証は各医療機関にあります。
- 学校感染症は下記のとおりです。
特にインフルエンザについては、次のことに留意し、ご協力をお願いします。
 - 1 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠をとるなどの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防対策を行ってください。
 - 2 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。
 - 3 インフルエンザと診断された場合は、至急 学校に報告してください。

学校感染症 一覧表	
病 名	出席停止期間の目安（医師の判断による）
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
急性出血性角結膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌薬療法を開始して、24時間を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
伝染性紅斑（リンゴ病）・マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎・ヘルパンギーナ・手足口病	登校許可証は、原則として不必要
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、マールブルグ病、ラッサ熱、コレラ、 細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、ペスト 急性灰白髄炎（ポリオ）	治癒するまで

⑤ 健康診断について・・・

- 1年生は、1学期中に、身体測定・内科検診・結核検診・心電図検査・歯科検診・視力検査・希望で色覚検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・ぎょう虫検査・尿検査などを実施します。
- 病気等の疑いがあれば、お子さんが健康カードや治療勧告用紙をプール学習までに持って帰りますので、早急に医師に診てもらってください。

⑥ 「心臓病」「腎臓病」「食物アレルギー（アナフィラキシーショックの既往）」等で現在治

療・投薬・経過観察されている場合は・・・

- 「学校生活管理指導表」や「診断書」などの提出が必要です。主治医に記入していただき、担任に提出してください。詳しいことは個別に説明させていただきますので、必ず担当者まで連絡してください。

⑦ 日本スポーツ振興センターの災害共済加入について・・・

- 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間で、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。ただし、すべてのけが等に対応するものではありません。
- 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡ししますので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。
- 給付金の請求は、1ヶ月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日集金させていただきます。全員ご加入ください。（H.27は、保護者負担が460円、町負担485円）
- 医療費が1500円以下の場合は、日本スポーツ振興センターの給付金はありませんが、町より治療費が支給されます。

⑧ その他・・・

- 島本町では、小学校や中学校への就学に必要な、就学援助を行っています。
 - ・ 援助を受けることができる方・・・島本町に住所を有し、町立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の①・②のいずれかに該当する方
 - ①生活保護法の適用を受けている方
 - ②児童・生徒と生計を一にする世帯における、前年の一世帯当り所得合計額が、援助の認定基準額内である方
 - ・ 援助の対象となる費目
新入学用品費（1年生のみ）、学用品費・通学用品費・校外活動費、学校給食費、修学旅行費、学校感染症（※）の治療費
 - ※ 認定を受けたお子さんが、学校における定期健康診断等の結果、学校病で治療勧告を受けられた場合は、学校に申し出て「医療券」の交付の申請をしてください。初診時に、健康保険証と医療券を医院に提出すれば、医療費が援助されます。
学校感染症とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。
- トラコーマ及び結膜炎、白せん、かいせん及びのうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（健康保険の適応をうける治療、すべて可）、寄生虫病（虫卵保有を含む）
- ・ 申請のお知らせは、6月頃配布されます。

給食について

島本町では、町内全4小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。

給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

- 給食は学校栄養職員が作成した原案にもとづき、小学校校長、給食担当教諭、PTA 給食委員、学校栄養職員、調理員各校代表、教育委員会教育総務課給食担当で組織された献立会において決定します。

栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や伝統的な行事にまつわる献立など、積極的に取り入れています。

- 食材については、食品添加物をできるだけ使用していない食品や国内産のもの、地場産のものをできるだけ使用しています。

調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。

なお、各学校で給食試食会を開催していますので、ぜひご参加ください。

- 給食は週5回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。

給食費は月平均17回分として徴収しています。

1・2年生 3,910円

3・4年生 4,080円

5・6年生 4,250円 (平成28年4月現在)

安全対策について

※本校では「メール一斉送信システム」を運用しています。登録の方法等詳細につきましては、4月に改めて文書をお配りします。

1. 集団登下校

- ① 登校は各地区児童会で集団登校します。
- ② 登校は8時25分までに、始業は8時30分です。
- ③ 下校は4月当初、地区ごとにお迎えをお願いします。(学童へ行く人は迎えはいりません。)
- ④ 登校、下校とも決められた通学路を通ります。入学までにぜひ、通学路および集合場所等お子さんと一緒に確認しておいて下さい。

2. 気象警報が発令された時の登下校について

《気象警報が発令されている時》

北大阪に特別警報・暴風警報が発令されている時		
①	午前7時の時点で警報発令の時	自宅待機（この時点で給食は中止）
②	午前9時までに警報が解除された時	解除となった時点で、地区ごとに集団登校（授業は4時間で終了。給食なし。）
③	午前9時に警報が解除されていない時	臨時休校
④	登校した後に特別警報が発令された時	児童は学校待機、保護者迎えのもと下校
⑤	登校した後に警報が発令された時	その時点で地区担当先生引率のもと、地区ごとに集団下校
⑥	北大阪に大雨、洪水、雷雨警報が発令されている時	原則として学校は平常通りあります。町当局からの指示（緊急無線放送、広報車）があれば、それに従って下さい。

※ ①～⑤については、学校より一斉メールでお知らせします。

※ 給食中止の時は、町学校給食会で決めた取扱いにより、返金はいたしません。使用予定物資のうち返品できた分の代金については、以後の献立の中で活用させていただきます。

3. 緊急時の対応について

不審者情報等があった場合、下記のような対応をとります。

緊急時対応マニュアル（抜粋）

緊 急 度		対 応
1	差し迫って危険がない場合	• 学級での注意
2-1	注意が必要な場合	• メールで保護者に連絡 • まとまって帰るように児童に指示 • 学級での注意
2-2	予防（抑止）のため対策が必要な場合	• メールで保護者に連絡 • 各学年の授業終了後地区ごとにまとまって下校 • 教職員は適宜通学路を巡回
3	町内に差し迫った危険がある場合	• メールで保護者に連絡 • 地区児童会での集団下校 • 担当教員は保護者と連携して地区集合場所まで同行
4	本校、本校児童に差し迫った危険がある場合	• メールで保護者に連絡 • 地区児童会での集団下校 • 担当教員は保護者と連携して地区集合場所まで同行し、保護者に確実に送り届ける
5	重大な事件が発生した場合	• メールで保護者に連絡 • 学校での保護者への引き渡し • 引き渡しができるまで学校で保護

4. 子ども達の安全を守るために

- 子どもに対する誘拐やいたずらがあとをたちません。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらからこどもを守りましょう！

○通学路や自宅周辺の「こども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう

○次の『5つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう



子どもに伝える5つの約束

- ①一人で遊びません
 - ②知らない人について行きません
 - ③連れて行かれそうになったら、大声を出しておとなの人に助けを求めるか近くの家に助けをもとめます。
 - ④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
 - ⑤お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます
- 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。
 - 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。
 - ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけときは、声をかけて注意してあげてください。

不審者を見かけたり、子どもに対する誘拐やいたずらが発生したりした場合は、

まず110番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。

事務手続き等について

《給食費等の口座振替について》

給食費等の学校納入金につきましては、振替に利用できる金融機関を拡大させるため、次のようなシステムを取り入れています。

- ① 振替口座には、ほとんどの金融機関（全都市銀行・全地方銀行・全信用金庫・農協・ゆうちょ銀行など）の全支店を利用することができます。
- ② 本校に在籍する兄弟があり同一口座を利用される場合は、それぞれの給食費等を合算した金額を振替金額とします（現在振替をしているものは給食費・PTA 会費・修学旅行等積立金があります）。
- ③ 振替には1口座につき1回133円(税込 平成27年度現在)の口座振替手数料がかかります。
- ④ 振替日は毎月3日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。ただし4月は振替名簿の作成の都合上振替ができませんので、5月に4・5月の2か月分を振替えます。8月は振替がありません。
- ⑤ このシステムは、りそな決済サービス株式会社（収納代行会社）と提携して実施します。

このシステムは、保護者の皆様からの要望や「島本町行政改革大綱」により採用したもので、関係者と検討を重ねた結果、保護者負担の軽減や事務の簡素化・合理化を踏まえ、導入することになりました。口座振替手数料のご負担につきましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

振替をするために児童ごとに「預金口座振替依頼書」（2枚目）を提出していただくこととなります。提出期限は2月25日までですので、それまでに金融機関（ゆうちょ銀行を除く）窓口で口座確認の手続きを済ませてから学校にご提出ください。なお、ご都合により金融機関へ行けない場合や、ゆうちょ銀行を利用する場合は「預金口座振替依頼書」に記入・押印のうえ、1・2枚目をご提出ください。

振替をする口座を変更したい場合は、新たに「預金口座振替依頼書」を提出していただきます。お届日から新口座による振替まで約1～2か月かかりますので、それまでは旧口座を解約なさらないようお願いいたします。

なお、島本町内の小中学校に転出・進学される場合には各小中学校へ「預金口座振替依頼書」の引継ぎをします。

《給食費の清算について》

1年間の給食実施回数を186回とし、1か月に17回給食を実施するものとして計算をします。（186回÷11か月≒17回）

*入院等個人都合による欠食の場合

- ・給食会に報告した日の2日後から連続した喫食日5日以上の場合に、全額返金します。

- 日々の欠食があわせて7日以上になっても清算はしません。
学校へのご連絡が遅れますと、清算の対象になりませんのでご注意ください。

* 学校行事による未実施分

- 1食単価×未実施回数を返金します。

* 学級閉鎖の場合

- 閉鎖決定日の2日後から主食代（パン・米飯）・牛乳代のみ返金します。

* 転出・転入の場合

- 転入 1食単価×食べた回数を集金
- 転出 1か月の給食代 －（1食単価×食べた回数）を返金
ただし、1か月分を17回としていますので、転出日によっては集金する場合があります。

* 食物アレルギーのため給食物資を一部停止する場合

- 停止分を差引いて集金します。

給食費

低学年（1・2年）	3,910円（1食単価230円）	
中学年（3・4年）	4,080円（1食単価240円）	
高学年（5・6年）	4,250円（1食単価250円）	〔平成28年4月より〕

《転出の手続きについて》

- ① 転出が決まりましたら、すぐに担任にご連絡ください。また、転入する学校にも事前に連絡されることをお勧めします。
- ② 町役場で転出（島本町外に引っ越す場合）・転居（島本町内に引っ越す場合）の手続きをした後、教育委員会窓口で「転学通知書」を発行してもらってください。
- ③ 「転学通知書」を持って学校にお越しください（事前に来校予定日時をご連絡いただくとより円滑に対応できます）。職員室にいる事務職員に転学通知書をお渡しください。また、事務職員から「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」・氏名ゴム印が入った封筒をお渡ししますので、転入する学校に提出してください。
- ④ 給食費（必要な場合は他の学校納付金も）を清算します。

注意：本校で使用している教科書と同じものを転入する学校で使用している場合には、新たに教科書を給与されませんので、なくさないようにしてください（特に複数学年にわたって使用する教科書にご注意ください）。